

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 略〕 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 〔(1)～(15) 略〕 (16) 携帯無線通信を行う無線局等（26. 8GHzを超え27. 0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） 〔ア～オ 略〕 カ 無線設備の設置場所等 （ア） 基地局及び陸上移動中継局の設置場所 〔A～C 略〕 D <u>フェムトセル基地局（施行規則第15条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。</u> 〔E・F 略〕 〔(イ)～(エ) 略〕 〔キ～ケ 略〕 コ 空中線電力の指定 空中線電力の指定については、次のとおりであること。 （ア） 基地局及び高高度基地局 <u>電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の A 及び B の規定に基づき指定する。</u> <u>A 基地局又は高高度基地局の空中線電力は、基地局又は高高度基地局が 1 のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに 1 の無線設備とし、2 以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを 1 の無線設備とみなす。以下このコにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2 以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。</u> <u>B 無線設備ごとの空中線電力は、LTE 方式又はLTE—TDD 方式の基地局の無線設備に</u>	別紙 2 〔同左〕 〔第 1 同左〕 第 2 〔同左〕 1 〔同左〕 〔(1)～(15) 同左〕 (16) 〔同左〕 〔ア～オ 同左〕 カ 〔同左〕 （ア） 〔同左〕 〔A～C 同左〕 D <u>フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定陸上移動中継局であって、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。</u> 〔E・F 同左〕 〔(イ)～(エ) 同左〕 〔キ～ケ 同左〕 コ 〔同左〕 〔同左〕 （ア） 〔同左〕 <u>1 波当たりの空中線電力（625k—MC方式のもの（隣接する 1 を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS—CDMA 方式、LTE 方式、LTE—TDD 方式、5G NR—TDD 方式又は 5G NR—FDD 方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。</u> <u>A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。</u> <u>B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増</u>

あつては各空中線端子における値のうち最大のもの、5 GNR—TDD方式又は5 GNR—FDD方式の基地局の無線設備にあつては各空中線端子における値の総和とする。

(イ) 陸上移動中継局

基地局又は高高度基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、(ア)の規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、(ア)中「基地局又は高高度基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

基地局又は高高度基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて送信に際して使用できる最大の値とする。

(エ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ス) 略]

(セ) 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあつては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務、地球探査衛星業務、宇宙研究業務又は移動業務を行う無線局（ロケット運用を行うものに限る。）に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所及び干渉調整範囲において干渉調整が実施されている旨が確認できること。

[(ソ)～(ツ) 略]

[ス～タ 略]

[別表⁽¹⁶⁾—1・別表⁽¹⁶⁾—2 略]

[⁽¹⁷⁾・⁽¹⁸⁾ 略]

⁽¹⁹⁾ 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

[(ア)～(テ) 略]

(ト) 「単純反射板」とは、無給電中継装置であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

[イ～ク 略]

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであつて、隣接する2又は3の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局又は高高度基地局への送信を中継する場合において、隣接する2の搬送波を送信するものにあつては2波当たりの定格出力を、隣接する3の搬送波を送信するものにあつては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

[新設]

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[サ 同左]

シ [同左]

[(ア)～(ス) 同左]

(セ) 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあつては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務を行う無線局（ロケット運用を行うものに限る。）に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所及び干渉調整範囲において干渉調整が実施されている旨が確認できること。

[(ソ)～(ツ) 同左]

[ス～タ 同左]

[別表⁽¹⁶⁾—1・別表⁽¹⁶⁾—2 同左]

[⁽¹⁷⁾・⁽¹⁸⁾ 同左]

⁽¹⁹⁾ [同左]

ア [同左]

[(ア)～(テ) 同左]

(ト) 「単純反射板」は、無給電中継装置であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

[イ～ク 同左]

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次のAからCまでの規定に基づき指定する。

A 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下このケにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

B 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

C 20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下の値とする。

〔イ〕 略〕

(ウ) 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、(ア)の規定を準用する。この場合において、(ア)中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、(イ)の規定による値とする。

〔コ 略〕

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

〔A 略〕

B 設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は次のとおりであること。

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力（設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局に限り、セクターアンテナを使用する場合にあつては、セクターアンテナごとの空中線電力の最大の値）を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。この場合において、設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては、1波当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下、第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては、送信装置当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下、1波当たりの空中線電力は60W（20MHzシステムのものにあつては120W）以下の値とする。

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各増幅部の定格出力の総和の値（各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあつては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

〔新設〕

〔(イ) 同左〕

(ウ) 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、基地局への送信空中線にあつては(イ)の規定による値、陸上移動局への送信空中線にあつては(ア)の規定による値とする。

〔コ 同左〕

サ 〔同左〕

(ア) 〔同左〕

〔A 同左〕

B 〔同左〕

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、下隣接周波数帯を使用

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局
上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

(C) 20MHzシステムの無線局
下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

〔(イ) 略〕

(ウ) 他の無線局への混信の防止

A 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局との調整

下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していない場合は、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施、送信電力制御その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

〔B～E 略〕

〔シ～セ 略〕

〔別紙(19)－1・別紙(19)－2 略〕

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

〔ア～エ 略〕

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

〔A～C 略〕

D フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げる

する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

〔(イ) 同左〕

(ウ) 〔同左〕

A 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局との調整

下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意が原則としてなされているものであること。

〔B～E 同左〕

〔シ～セ 同左〕

〔別紙(19)－1・別紙(19)－2 同左〕

(20) 〔同左〕

〔ア～エ 同左〕

オ 〔同左〕

(ア) 〔同左〕

〔A～C 同左〕

D フェムトセル基地局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に

ものを除く。)については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

〔(イ)・(ウ) 略〕

〔カ・キ 略〕

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次のA及びBの規定に基づき指定する。

A 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下このクにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

B 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(イ) 陸上移動中継局

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、(ア)の規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、(ア)中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

(ウ) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて送信に際して使用できる最大の値とする。

(エ) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

送信に際して使用できる最大の値とする。

〔ケヘス 略〕

〔(21)～(24) 略〕

〔2・3 略〕

4 その他

限る。)の設置場所が屋内であること。

〔(イ)・(ウ) 同左〕

〔カ・キ 同左〕

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

(イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。)

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。

航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の29第1項第1号ホ(1)又は第49条の29の2第1項第1号ホ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

(ウ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）

増幅部の定格出力を指定する。

〔新設〕

〔ケヘス 同左〕

〔(21)～(24) 同左〕

〔2・3 同左〕

4 〔同左〕

〔(1)～(15) 略〕

(16) ローカル 5 G の無線局

ア 用語の意義

〔(ア)～(ホ) 略〕

(マ) 「単純反射板」とは、無線電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(オ) 略〕

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が 1 のみの無線設備(送信機の製造番号を同じくするものごとに 1 の無線設備とし、2 以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを 1 の無線設備とみなす。以下この(カ)において同じ。)を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2 以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものを指定する。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(C) 使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

a 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用する場合は、次の(a)又は(b)のとおり指定する。

(a) 北海道、新潟県又は石川県以外の地域に設置する場合は、14dBm/MHz以下の値とする。

(b) 北海道、新潟県又は石川県の地域に設置する場合は、0 dBm/MHz以下の値とする。

b 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、28dBm/MHz以下の値とする。

c 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、5 dBm/MHz以下の値と

〔(1)～(15) 同左〕

(16) 〔同左〕

ア 〔同左〕

〔(ア)～(ホ) 同左〕

(ホ) 「単純反射板」は、無線電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

イ 〔同左〕

〔(ア)～(オ) 同左〕

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用する場合

a 北海道、新潟県又は石川県以外の地域に設置する場合

1 無線設備当たり14dBm/MHz以下の値とする。

b 北海道、新潟県又は石川県の地域に設置する場合

1 無線設備当たり 0 dBm/MHz以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり28dBm/MHz以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり 5 dBm/MHz以下の値とする。

する。

[削る]

[削る]

B 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、次のa又はbのとおり指定する。

a 基地局と通信を行うものは、800mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うものは、28dBm/MHz以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、次のa又はbのとおり指定する。

a 基地局と通信を行うものは、3.16W以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うものは、5 dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、200mW以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、800mW以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり

(D) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各増幅部の定格出力の総和の値(各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあつては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値)を指定する。

(E) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値(動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値)を指定する。

B 陸上移動中継局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となつて機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり800mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり28dBm/MHz以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり3.16W以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり5 dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

[新設]

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、800mW以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

[新設]

指定する。

(A) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、250mW以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、200mW以下の値とする。

[(キ)～(サ) 略]

[ウ 略]

17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

[(ア)～(ヌ) 略]

(ネ) 「単純反射板」とは、無給電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

イ 電気通信業務用

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下こ

(A) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり250mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり250mW以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり200mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり200mW以下の値とする。

[(キ)～(サ) 同左]

[ウ 同左]

17) [同左]

ア [同左]

[(ア)～(ヌ) 同左]

(ネ) 「単純反射板」は、無給電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

イ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力（設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局に限り、セクターアンテナを使用する場合にあっては、セクターアンテナごとの空中線電力の最大の値）を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。この場合において、設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては1波当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのもの）にあっては、40W）以下、第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては送信装置当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのもの）にあっては、40W）以下、1波当たりの空中線電力は60W（20MHzシステムのもの）にあっては120W）以下の値とする。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあっては、各増幅部の定格出力の総和の値（各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあっては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

の(カ)において同じ。)を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとす
る。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(C) 20W (20MHzシステムのものにあつては、40W) 以下の値とする。

B 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。この場合において、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW（単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあつては400mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（中継を行うものに限る。）にあつては200mW（非再生中継方式による中継を行う場合にあつては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW）以下の値とする。

C 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、Aの規定を準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、Bの規定による値とする。

[(キ)～(コ) 略]

[ウ 略]

[(18)～(20) 略]

(21) 26GHz帯（25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。）

[ア 略]

イ 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の無線局

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値(動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値)を指定する。

[新設]

B 陸上移動局

空中線電力は、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW（単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあつては400mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（中継を行うものに限る。）にあつては200mW（非再生中継方式による中継を行う場合にあつては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW）以下の値とする。

C 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、基地局への送信空中線にあつてはBの規定による値、陸上移動局への送信空中線にあつてはAの規定による値とする。

[(キ)～(コ) 同左]

[ウ 同左]

[(18)～(20) 同左]

(21) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)及び(B)の規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下(ケ)において同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

B 陸上移動中継局

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、Aの規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

C 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

D 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[(コ)・(サ) 略]

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下(カ)において同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、空間分割多重方式を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

B 陸上移動中継局及び陸上移動局

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

C 陸上移動局

送信に際して使用できる最大の値とする。

[新設]

[(コ)・(サ) 同左]

ウ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

(B) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合に

<u>(C) 5 dBm/MHz以下の値とする。</u> B 陸上移動中継局 <u>空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、Aの規定を準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、Cの規定による値とする。</u> [削る] [削る] C 陸上移動局（中継を行うものを除く。） <u>空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。</u> D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） <u>空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200W以下の値とする。</u> [削る] [削る] [(キ)～(ス) 略] [エ 略] [第3 略] 第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 (1) 携帯無線通信を行う特定無線局 携帯無線通信（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。 [ア～ケ 略] コ その他 [(ア)～(エ) 略] <u>(オ) フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げるものに限る。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、2,700MHzから3,400MHzまでの周波数の電波を使用する無線局からの有害な混信に</u>	は、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。 <u>(C) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。</u> B 陸上移動中継局 <u>1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。</u> <u>(A) 基地局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり3.16W以下の値とする。 <u>(B) 陸上移動局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり5 dBm/MHz以下の値とする。 C 陸上移動局（中継を行うものを除く。） <u>使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。</u> D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） [新設] <u>(A) 基地局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり200mW以下の値とする。 <u>(B) 陸上移動局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり200mW以下の値とする。 [(キ)～(ス) 同左] [エ 同左] [第3 同左] 第4 [同左] 1 [同左] (1) [同左] [同左] [ア～ケ 同左] コ [同左] [(ア)～(エ) 同左] [新設]
--	---

<u>対して、保護を要求してはならない。」とする旨の条件を付すものとする。</u> 〔(2)～(16) 略〕 (17) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定期間無線局 広帯域移動無線アクセスシステムの特定期間無線局の審査は、第2の1(20)(地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1(19))に定める基準のほか、次の基準により行う。 〔ア～ケ 略〕 コ その他 <u>フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げるものに限る。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、2,700MHzから3,400MHzまでの周波数の電波を使用する無線局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。」とする旨の条件を付すものとする。</u> 〔(18)～(22) 略〕 〔2～4 略〕 〔第5 略〕	〔(2)～(16) 同左〕 (17) 〔同左〕 〔同左〕 〔ア～ケ 同左〕 〔新設〕 〔(18)～(22) 同左〕 〔2～4 同左〕 〔第5 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和10年3月31日までに免許の申請が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成13年総務省訓令第67号別紙2第2の1(16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。